

東京電力からの報告の概要
(5月1日13時30分までに受けたもの)

4月24日10時51分頃、福島第一原子力発電所1号機から3号機原子炉格納容器内窒素封入設備の定例試験のため窒素ガス分離装置切替え操作（(B)から(A)へ）を実施し、同分離装置(B)の窒素封入量の指示値が下がらないことを同社社員が確認した。

状況を確認したところ、4月21日以降、同分離装置(B)からの原子炉格納容器への窒素封入量の指示値に変動がなく、一定となっていることを確認した。このため、4月21日から、実施計画第1編第25条（格納容器内の不活性雰囲気維持機能）第2項第3号で定める「当直長は、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。」ことを確認できていなかったとし、4月24日13時40分、同条を満足できないと判断、運転上の制限の逸脱を宣言した。

なお、切替え操作後、運転中の同分離装置(A)及び(C)の窒素濃度はそれぞれ99%以上であることを確認したことから、同日13時40分に運転上の制限逸脱からの復帰を判断している。

現場調査を行った結果、同分離装置(B)現場操作盤に電源異常の警報が出ており、また同分離装置(B)が収められているコンテナ内部に、同分離装置(B)内に充填されている活性炭と思われる黒色の粉が飛散し堆積していることが確認された。

これらの状況から、同分離装置(B)の故障は、消耗品の交換や機器の調整により速やかに復旧できるものではないことから、本日5月1日13時30分、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第5号に定める、「発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき」に該当すると判断した。

本事象による外部への放射能の影響はない。

今後、詳細な調査を行う。

以上